

佐世保市指定自立支援医療機関指定要領

第1 目的

この要領は、佐世保市における障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第59条第1項の規定による指定自立支援医療機関の指定について、自立支援医療の給付水準の確保並びに指定事務の円滑かつ適正な運営を図るため必要な事項を定めるものとする。

第2 指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）に関する事項

1 指定の申請等

（1）指定の申請

ア 法第59条第1項の規定による指定自立支援医療機関の指定を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、病院又は診療所にあつては様式1-（1）、薬局にあつては様式1-（2）、指定訪問看護事業者等、指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者（以下「指定訪問看護事業者等」という。）にあつては様式1-（3）による「指定自立支援医療機関指定申請書（以下「申請書」という。）を佐世保市長（以下「市長」という。）に提出しなければならない。

なお、申請者が、育成医療又は更生医療いずれか単独での指定を希望する場合は、申請書にその旨を明記しなければならない。

イ 病院又は診療所において、担当する医療の種類を変更又は追加する場合は、様式1-（1）を市長に提出しなければならない。

（2）指定の更新の申請

指定自立支援医療機関は、法第60条第1項の規定により6年ごとの更新を申請しようとする場合、病院又は診療所にあつては様式3-（1）、薬局にあつては様式3-（2）、指定訪問看護事業者にあつては様式3-（3）による「指定自立支援医療機関指定更新申請書（以下「更新申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

（3）変更等の届出

ア 指定自立支援医療機関は、次のいずれかに該当する場合は、法第64条の規定により、速やかに「指定自立支援医療機関指定変更届出書（様式2-（1）、様式2-（2）又は様式2-（3）」を市長に提出しなければならない。

（ア）医療機関の名称又は所在地に変更があったとき。

（イ）開設者の住所又は氏名（名称）に変更があったとき。

（ウ）開設者の役員の氏名、生年月日及び住所に変更があったとき。

（エ）病院又は診療所において、担当する自立支援医療の種類に関係のある標ぼう科目に変更があったとき。

（オ）病院又は診療所において、自立支援医療を主として担当する医師又は歯科医師に変更があったとき。

（カ）病院又は診療所において、自立支援医療を行うために必要な設備の概要に変更があったとき。

（キ）診療所において、患者を収容する施設の有無及び有するときのその収容定員に変更があ

ったとき。

(ク) 薬局において、管理薬剤師に変更があったとき。

(ケ) 薬局において、調剤のために必要な設備及び施設の概要に変更があったとき。

(コ) 指定訪問看護ステーション等において、訪問看護事業等に従事する職員の定数に変更があったとき。

イ 指定自立支援医療機関は、業務を休止し、廃止し、又は再開したときは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号。以下「規則」という。）第63条の規定により、速やかに「指定自立支援医療機関（休止・廃止・再開）届出書（様式5）」を市長に提出するものとする。

ウ 指定自立支援医療機関は、次のいずれかに該当する処分を受けたときは、規則第63条の規定により、速やかに「指定自立支援医療機関の処分に係る届出書（様式6）」を市長に提出するものとする。

(ア) 医療法（昭和23年法律第205号）第24条、第28条又は第29条に規定する処分

(イ) 健康保険法（大正11年法律第70号）第95条に規定する処分

(ウ) 介護保険法（平成9年法律第123号）第77条第1項に規定する処分

(エ) 薬事法（昭和35年法律第145号）第72条第4項又は第75条第1項に規定する処分

(4) 辞退の申出

指定自立支援医療機関は、法第65条の規定による辞退の申出を行う場合は、1月以上の予告期間を設けて、「自立支援医療機関指定辞退申出書（様式4）」を市長に提出しなければならない。

(5) 申請書等の提出先等

申請者及び指定自立支援医療機関は、(1)から(4)の申請書等に別表に掲げる関係書類を添付の上、佐世保市保健福祉部障がい福祉課に提出するものとする。

2 指定基準

市長は、指定自立支援医療機関の指定等に当たっては、別紙「指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）指定基準」に基づき審査する。

3 指定等

(1) 市長は、法第59条第1項の規定による指定を行った場合は、様式7ー(1)により指定自立支援医療機関に通知するとともに、告示する。

(2) 市長は、1の(1)の指定申請において、申請者から特段の申し出がない場合は、育成医療及び更生医療の双方の申請があったものとして取り扱う。

(3) 市長は、病院又は診療所の指定に当たっては、社会福祉法（昭和26年法律第45条）第11条第1項に基づく佐世保市保健福祉審議会条例（平成27年条例第86号）第7条による佐世保市保健福祉審議会身体障害者専門分科会に諮問する。

(4) 市長は、法第59条第1項の規定による指定に当たっては、原則として指定の決定をした日の属する月の翌月初日を指定年月日として指定する。

(5) 市長は、1の(1)の指定申請又は1の(2)の更新の申請において、法第59条の第2項の各号のいずれかに該当し、指定自立支援医療機関の指定若しくは更新をしないこととした場

合は、申請者に対し、様式7-（2）により通知する。

（6）市長は、法第60条第1項の規定による指定の更新を承認したときは、様式8-（1）により、指定自立支援医療機関に通知するとともに、告示する。

また、市長は、指定の更新の際に変更届の提出漏れが確認された場合は、指定自立支援医療機関に対し、速やかに変更届を提出させるなどの指導を行う。

（7）市長は、法第60条第1項の規定による指定の更新を承認しないこととした場合は、申請者に対し、様式8-（2）により通知する。

（8）市長は、法第64条の規定による変更の届出について、変更を承認したときは、指定自立支援医療機関に対し、様式7-（3）により通知するとともに、名称又は所在地の変更については告示する。

（9）市長は、法第64条の規定による変更の届出について、変更を承認しないこととした場合は、申請者に対し、様式7-（4）により通知する。

（10）市長は、担当する医師、歯科医師又は薬剤師の変更の届出等があった場合は、変更後の医師、歯科医師又は薬剤師の経歴等を審査し、その結果が不相当と認められたときは、他の医師、歯科医師又は薬剤師への変更等の指導を行う。

（11）市長は、規則第63条の規定による休止、再開又は廃止の届出を受理したときは、指定自立支援医療機関に対し、「指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の休止・廃止・再開について（様式10）」により通知する。

（12）市長は、法第65条の規定による辞退の申出を受理したときは、指定自立支援医療機関に対し、「指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の辞退について（様式11）」により通知するとともに、告示する。

（13）指定自立支援医療機関は、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）療養担当規程（平成18年厚生労働省告示第65号）に基づき自立支援医療を担当する。

4 指定の取り消し

市長は、指定自立支援医療機関が法第68条の各号のいずれかに該当し、その指定を取り消し、又は指定の全部若しくは一部の効力を停止するに当たっては、3-（3）の例によるものとし、当該指定自立支援医療機関に対し、「指定自立支援医療機関指定取消通知書（様式12）」により通知するとともに、告示する。

第3 その他

1 市長は、規則第60条に定めるように良質かつ適切な自立支援医療を提供するための体制整備に努めるとともに、変更届出、更新申請等の必要な手続について、提出漏れが生じないよう指定自立支援医療機関に対し必要な指導を行う。

特に有効期間の満了を迎える指定自立支援医療機関に対しては、予め更新の意向等を確認し、更新申請の手続が円滑に行われるよう取り組む。

2 市長は、指定自立支援医療機関の指定（更新も含む）、指定の辞退並びに指定の取り消しを行った場合は、自立支援医療の支給認定を受けている障がい者、障がい児の保護者及びその他関係機関等に対して周知する。

附 則

（施行期日）

1 この要領は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要領の施行の際現に長崎県指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）指定要領（平成28年4月1日施行）第1の1（3）の規定により指定を受けている指定自立支援医療機関は、この要領の施行の日にこの要領第2の3（1）の規定による指定を受けた指定自立支援医療機関とみなす。

別表

医療機関による申請等様式一覧

| 区 分 | | 申請・届出等に必要な関係書類 |
|-----|---|--|
| 指定 | 病院又は診療所 | <ul style="list-style-type: none"> ●様式1-(1)、別紙1、別紙2、別紙3、別紙10、医師免許証(写)、保険医療機関の指定通知書(写) ○腎臓に関する医療を担当しようとする病院・診療所 別紙4 ○小腸に関する医療を担当しようとする病院・診療所 別紙5 ○心臓移植に関する医療のうち心臓移植術後の抗免疫療法を担当する病院・診療所 別紙6又は別紙7 ○肝臓移植に関する医療のうち肝臓移植術後の抗免疫療法を担当する病院・診療所 別紙8又は別紙9 |
| | 薬局 | <ul style="list-style-type: none"> ●様式1-(2)、別紙1、別紙2、別紙3、薬剤師免許証(写)、保険医療機関の指定通知書(写)、薬局の見取図 |
| | 指定訪問看護事業者等 | <ul style="list-style-type: none"> ●様式1-(3)、別紙1、別紙2、保険医療機関の指定通知書(写) |
| 変更 | 病院又は診療所 担当しようとする自立支援医療の種類 | <ul style="list-style-type: none"> ●様式1-(1)、当該事実が判断できる書類 |
| | 病院又は診療所 <ul style="list-style-type: none"> ・病院又は診療所の名称及び所在地 ・開設者の住所、氏名、生年月日及び職名又は名称 ・保険医療機関（健康保険法第63条第3項第1号に規定する保険医療機関）である旨 ・標ぼうしている診療科名（担当しようとする自立支援医療の種類に関係があるものに限る。） ・指定自立支援医療を主として担当する医師又は歯科医師の氏名、生年月日、住所及び経歴 ・指定自立支援医療を行うために必要な設備の概要 ・診療所にあつては、患者を収容する施設の有無及び有するときはその収容定員 ・役員の氏名、生年月日及び住所 ・その他必要な事項 | <ul style="list-style-type: none"> ●様式2-(1)、別紙1、別紙2、別紙3、別紙10、医師免許証(写) ○腎臓に関する医療を担当しようとする病院・診療所 別紙4 ○小腸に関する医療を担当しようとする病院・診療所 別紙5 ○心臓移植に関する医療のうち心臓移植後の抗免疫療法を担当しようとする病院又は診療所 別紙6又は別紙7 ○肝臓移植に関する医療のうち肝臓移植術後の抗免疫療法を担当する病院・診療所 別紙8又は別紙9 |

| | | |
|----|---|--------------------------------|
| | <p>薬局</p> <ul style="list-style-type: none"> ・薬局の名称及び所在地 ・開設者の住所、氏名、生年月日及び職名又は名称 ・保険薬局（健康保険法第63条第3項第1号に規定する保険薬局）である旨 ・調剤のために必要な設備及び施設の概要 ・役員の氏名、生年月日及び住所 ・その他必要な事項 | ●様式2-(2)、別紙1、別紙2、別紙3、薬剤師免許証(写) |
| | <p>指定訪問看護事業者等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定訪問看護事業者等の名称及び主たる事務所の所在地 ・当該申請に係る訪問看護ステーション等の名称及び所在地 ・指定訪問看護事業者等である旨 ・当該訪問看護ステーション等において指定訪問看護（健康保険法第88条第1項又は高齢者医療確保法第78条第1項に規定する指定訪問看護）又は訪問看護に係る指定居宅サービス（介護保険法第41条第1項に規定する指定居宅サービス）若しくは介護予防訪問看護に係る指定介護予防サービス（同法第53条第1項に規定する指定介護予防サービス）に従事する職員の定数 ・役員の氏名、生年月日及び住所 ・その他必要な事項 | ●様式2-(3)、別紙1、別紙2、当該事実が判断できる書類 |
| 更新 | 病院又は診療所 | ●様式3-(1)、別紙1、別紙2 |
| | 薬局 | ●様式3-(2)、別紙1、別紙2 |
| | 指定訪問看護事業者等 | ●様式3-(3)、別紙1、別紙2 |
| 共通 | 辞退 | ●様式4 |
| | 休止・再開・廃止 | ●様式5 |
| | <p>以下の処分を受けたときの届出</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療法第24条、第28条、第29条 ・健康保険法第95条 ・介護保険法第77条第1項 ・薬事法第72条第4項若しくは第75条第1項 | ●様式6、当該処分に係る通知書(写) |

市長による通知書様式一覧

| 区 分 | | 通知文名称 様式番号 | |
|----------|----|------------------------------------|----------|
| 法第59条第1項 | 共通 | 指定自立支援医療機関指定通知書 | ●様式7-(1) |
| | 共通 | 指定自立支援医療機関指定申請却下通知書 | ●様式7-(2) |
| 法第64条 | 共通 | 指定自立支援医療機関変更通知書 | ●様式7-(3) |
| | 共通 | 指定自立支援医療機関変更申請却下通知書 | ●様式7-(4) |
| 法第60条第1項 | 共通 | 指定自立支援医療機関指定更新通知書 | ●様式8-(1) |
| | 共通 | 指定自立支援医療機関指定更新却下通知書 | ●様式8-(2) |
| 規則第63条 | 共通 | 指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の休止・廃止・再開について | ●様式10 |
| 法第65条 | 共通 | 指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の辞退について | ●様式11 |
| 法第68条 | 共通 | 指定自立支援医療機関指定取消通知書 | ●様式12 |

指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）指定基準

- 1 指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）療養担当規程（平成18年厚生労働省告示第65号）に基づき、懇切丁寧な自立支援医療が行える医療機関又は事業所であり、かつ、病院及び診療所にあつては、原則として現に自立支援医療の対象となる身体障害の治療を行っていること。
- 2 保険医療機関として指定を受けていること。
- 3 患者やその家族の要望に応じて、各種医療・福祉制度の紹介や説明、カウンセリングの実施等が行えるスタッフについて体制が整備されていること。

また、病院及び診療所にあつては、自立支援医療を行うため、担当しようとする医療の種類について、その診断及び治療を行うに当たって、十分な医療スタッフ等の体制及び医療機器等の設備を有しており、適切な標榜科が示されていること。なお、特に必要とされる体制及び設備は次のとおりであること。

- (1) 眼科に関する医療を担当する医療機関にあつては、ゴールドマン視野計又は自動視野計あるいはこれに準じる設備を有していること。
- (2) 心臓脈管外科に関する医療を担当する医療機関にあつては、心血管連続撮影装置及び心臓カテーテルの設備を有していること。
- (3) 心臓移植に関する医療を担当する医療機関にあつては、移植関係学会合同委員会において、心臓移植実施施設として選定された施設であること。
なお、心臓移植後の抗免疫療法を担当する医療機関にあつては、心臓移植術実施施設又は心臓移植術後の抗免疫療法の実績を有する施設との連携により心臓移植術後の抗免疫療法を実施できる体制及び設備を有している施設であること。
- (4) 腎臓に関する医療を担当する医療機関にあつては、血液浄化療法に関する機器及び専用のスペースを有していること。
- (5) 腎移植に関する医療を担当する医療機関にあつては、腎移植に必要な関連機器と血液浄化装置（機器）を備えていること。
- (6) 肝臓移植に関する医療を担当する医療機関にあつては、移植関係学会合同委員会において肝臓移植実施施設として選定された施設であること又は「特掲診療料の施設基準等」（平成20年厚生労働省告示第63号）で定める生体部分肝移植術に関する施設基準を満たしている施設であること。
なお、肝臓移植術後の抗免疫療法を担当する医療機関にあつては、肝臓移植術実施施設又は肝臓移植術後の抗免疫療法の実績を有する施設との連携により肝臓移植術後の抗免疫療法を実施できる体制及び設備を有している施設であること。
- (7) 免疫に関する医療を担当する医療機関にあつては、各診療科医師の連携により総合的なHIV感染に関する診療の実施ができる体制及び設備であること。
- (8) 薬局にあつては、複数の医療機関からの処方せんを受け付けている保険薬局であり、かつ、十分な調剤実務経験のある管理薬剤師を有していること。また、通路、待合室など、身体障害に配慮した設備構造等が確保されていること。

なお、新規開局する保険薬局にあつては、当該薬局における管理者（管理薬剤師）が過去に他

の指定自立支援医療機関において、管理者(管理薬剤師)としての経験を有している実績があり、かつ、当該薬局に十分な調剤実務経験のある薬剤師を有していること。

また、通路、待合室など、身体障害に配慮した設備構造等が確保されていること。

(9) 健康保険法(大正11年法律第70号)第88条第1項に規定する指定訪問看護事業者又は介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者(同法第8条第4項に規定する訪問看護を行う者に限る。)若しくは同法第53条第1項に規定する指定介護予防サービス事業者(同法第8条の2第4項に規定する介護予防訪問看護を行う者に限る。)にあつては、原則として現に育成医療又は更生医療の対象となる訪問看護を行っており、かつ、指定自立支援医療機関(育成医療・更生医療)療養担当規程に基づき、適切な訪問看護等が行える事業所であること。また、そのために、必要な職員を配置していること。

4 病院及び診療所にあつては、指定自立支援医療を主として担当する医師又は歯科医師が、次に掲げる要件を満たしていること。

(1) 当該指定自立支援医療機関における常勤の医師又は歯科医師であること。

ただし、歯科矯正に関する医療を主として担当する歯科医師にあつては、当該指定自立支援医療機関において、障害の治療に対する診療時間が十分に確保され、当該医師が不在の場合においても、当該指定自立支援医療機関の常勤歯科医師による応急的な治療体制が整備されている場合については、専任の歯科医師でも差し支えない。

(2) それぞれの医療の種類の種類につき、適切な医療機関における研究、診療従事年数が、医籍又は歯科医籍登録後、通算して5年以上あること。適切な医療機関とは、大学専門教室(大学院を含む。)、医師法(昭和23年法律第201号)第16条の2第1項の規定に基づく臨床研修指定病院又はそれぞれの医療の分野における関係学会の規約、規制等に基づく教育病院、教育関連病院等を指すものであること。

(3) 中枢神経、心臓移植、腎臓、腎移植、小腸、肝臓移植及び歯科矯正に関する医療を主として担当する医師又は歯科医師にあつては、(1)及び(2)に掲げる要件のほか、次の事項についても審査すること。

ア 中枢神経に関する医療

これまでの研究・診療経験と、育成医療又は更生医療で対象としている医療内容に関連性が認められるものであること。

イ 心臓移植に関する医療

心臓移植関連学会協議会・施設認定審議会の施設認定基準における心臓移植経験者であること。

なお、心臓移植術後の抗免疫療法については、臨床実績を有する者又は心臓移植術経験者など十分な臨床実績を有する者との連携を確保できる者であること。

ウ 腎臓に関する医療

血液浄化療法に関する臨床実績が1年以上あること。

エ 腎移植に関する医療

腎移植に関する臨床実績が3例以上あること。

オ 小腸に関する医療

中心静脈栄養法について20例以上、経腸栄養法について10例以上の臨床経験を有してい

ること。

カ 肝臓移植に関する医療

生体部分肝移植術又は同種死体肝移植術に関する臨床実績が3例以上あること。

なお、肝臓移植術後の抗免疫療法については、臨床実績を有する者又は肝臓移植術経験者など十分な臨床実績を有する者との連携を確保できる者であること。

キ 歯科矯正に関する医療

これまでの研究内容と口蓋裂の歯科矯正の臨床内容とに関連性が認められ、かつ、5例以上の経験を有していること。

指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）療養担当規程

平成18年2月28日
厚生労働省告示第65号

（指定自立支援医療機関の義務）

- 1 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）第1条の2第1号に規定する育成医療（以下「育成医療」という。）又は同条第2号に規定する更生医療（以下「更生医療」という。）を行う指定自立支援医療機関（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第54条第2項に規定する指定自立支援医療機関をいう。以下同じ。）は、法及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号。以下「規則」という。）の定めるところによるほか、この規程の定めるところにより、法の規定による自立支援医療を担当しなければならない。

（診療の拒否の禁止）

- 2 指定自立支援医療機関は、自立支援医療を受ける障害者又は障害児（育成医療又は更生医療を受ける者に限る。以下「受診者」という。）の診療を正当な理由がなく拒んではならない。

（診療開始時の注意）

- 3 指定自立支援医療機関は、障害者又は障害児の保護者から法第54条第3項に規定する医療受給者証（以下「受給者証」という。）を提出して受診者の診療を求められたときは、その受給者証が有効であることを確かめた後でなければ診療をしてはならない。

（2）指定自立支援医療機関は、受給者証に記載された医療の具体的方針を変更しようとするときは、あらかじめ当該受給者証を交付した市町村と協議し、その承認を受けなければならない。

（診療時間）

- 4 指定自立支援医療機関は、自己の定めた診療時間において診療をするほか、受診者が、やむを得ない事情により、その診療時間に診療を受けることができないときは、その者のために便宜な時間を定めて診療しなければならない。

（援助）

- 5 指定自立支援医療機関が支給認定の有効期間を延長する必要があると認めたとき、又は受診者に対し移送を行うことが必要であり、かつ、自ら行うことができないと認めたときは、速やかに、その者に対し必要な援助を与えなければならない。

（証明書等の交付）

- 6 指定自立支援医療機関は、その診療中の受診者又は受診者の保護者及び当該者に対し支給認定を行った市町村から、自立支援医療につき必要な証明書又は意見書等の交付を求められたときは、無償でこれを交付しなければならない。

（診療録）

- 7 指定自立支援医療機関は、受診者に関する診療録に健康保険の例によって医療の担当に関し必要な事項を記載しなければならない。

（帳簿）

8 指定自立支援医療機関は、診療及び診療報酬の請求に関する帳簿及びその他の物件をその完結の日から5年間保存しなければならない。

(通知)

9 指定自立支援医療機関が受診者について次の各号のいずれかに該当する事実のあることを知った場合には、速やかに、意見を付して受給者証を交付した市町村に通知しなければならない。

(1) 受診者が正当な理由なく、診療に関する指導に従わないとき。

(2) 受診者が詐欺その他不正な手段による診療を受け、又は受けようとしたとき。

(指定訪問看護事業者等に関する特例)

10 指定自立支援医療機関である健康保険法(大正11年法律第70号)第88条第1項に規定する指定訪問看護事業者又は介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者(同法第8条第4項に規定する訪問看護を行う者に限る。)若しくは同法第53条第1項に規定する指定介護予防サービス事業者(同法第8条の2第4項に規定する介護予防訪問看護を行う者に限る。)にあつては、第3条第2項及び第5条の規定は適用せず、第7条中「関する診療録」とあるのは「対する指定訪問看護又は指定居宅サービス(訪問看護に限る。)若しくは指定介護予防サービス(介護予防訪問看護に限る。)の提供に関する諸記録」と、「健康保険の例によって」とあるのは「健康保険の例によって(指定居宅サービス事業者又は指定介護予防サービス事業者にあつては介護保険の例によって)」と、それぞれ読み替えて適用する。

(薬局に関する特例)

11 指定自立支援医療機関である薬局にあつては、第3条第2項及び第5条の規定は適用せず、第7条中「診療録」とあるのは「調剤録」と読み替えて適用する。